

基本計画（案）市民意見交換会資料

# 財団法人って、なに？

魚 沼 市

「財団法人」は、個人や企業の基本財産（300 万円以上）の拠出によって設立され、その運用益などの収入によって運営される法人です。

## 一般財団法人

- ・ 事業目的に公益性がなくてもよい。
- ・ 財産拠出は 300 万円以上。
- ・ 登記申請のみで、誰でも設立できます。

「定款」重要な規則

「理事」3 人以上で理事会を構成。

「監事」1 人以上。

「評議員」3 人以上で評議委員会を構成。

一般財団法人は、税法上、法人税などが一般の会社とあまり変わりませんが、一定の条件を満たすと、公益財団法人に認定され、税法上の優遇措置があります。

他の市では、「公益財団法人〇〇市芸術文化振興財団」などの名称で財団が運営され、市がその財団を指定管理者に指定して、文化会館の運営を行なっている事例も多いです。（新潟市・長岡市・南魚沼市等）

基本財産はどのように集められているか、理事にどのような人がなっているかなどは、それぞれの地域でさまざまですが、魚沼市小出郷文化会館管理業務民間委託基本計画（案）では、「市民が主体となった財団法人が設立されることが望ましい」となっており、市民が運営の主軸を担うことが期待されています。